

鴨川市ふるさぽーと基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

鴨川市長 佐々木 久之

#### 鴨川市条例第6号

鴨川市ふるさぽーと基金条例の一部を改正する条例

鴨川市ふるさぽーと基金条例（平成21年鴨川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号から第6号までを次のように改める。

- (1) 地域の特色を活かした賑わいと活力あるまちづくりに関する事業
- (2) 魅力あふれる住みやすいまちづくりに関する事業
- (3) 自然と共生する安心・安全なまちづくりに関する事業
- (4) 夢と学びのまちづくりに関する事業
- (5) 健やかに暮らせる福祉のまちづくりに関する事業
- (6) 健全で効率的な行財政運営を実現するまちづくりに関する事業

第3条第1項中「寄附金の額」の次に「からふるさと納税制度の運用に要する費用の額を超えない額を控除した額」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。